

大阪市住宅審議会規則

(昭和47年6月22日規則第61号)

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和28年大阪市条例第35号)第2条の規定に基づき、大阪市住宅審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員25名以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)は、学識経験者その他市長が適当と認める者の中から市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、退任するものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門部会)

第5条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員等で組織する。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員等の中から会長が指名する。

(会議の招集)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

(幹事)

第7条 審議会に幹事を置き、本市職員の中から市長が命ずる。

2 幹事は、審議会の所掌事務について、委員等を補佐する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市整備局において処理する。

(施行の細目)

第9条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 大阪市営住宅使用者選考委員会規則(昭和28年大阪市規則第40号)は、廃止する。

附 則(昭和57年4月1日規則第30号)抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年4月1日規則第83号)抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第116号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。